[諮問]

議案「令和2年度国民健康保険税の課税限度額について」

事項1.基礎課税額(医療分)に係る課税限度額について・・・・	1
事項2.後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について・・・	2
事項3.介護納付金課税額に係る課税限度額について・・・・・・	3

頁

事項1 基礎課税額(医療分)に係る課税限度額について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例(昭和 42 年条例第 82 号) (現行:抜すい)	関係法令 (抜すい)
1. 課税限度額 【引上げ】	(課税額) 第3条 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯 主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定し た所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額 の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える 場合においては、基礎課税額は、61万円とする。	「地方税法(昭和25年法律第226号)」 (国民健康保険税) 第703条の4 11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。 「地方税法施行令(昭和25年政令第245号)」第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、61万円とする。 「令和2年度税制改正の大綱」 一4その他(地方税)〈国民健康保険税〉 (13) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税度額について、次のとおりとする。 ① 基礎課税額に係る課税限度額を63万円 (現行:61万円)に引き上げる。

事項2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例(昭和 42 年条例第 82 号) (現行:抜すい)	関係法令 (抜すい)
1. 課税限度額 【据置】	(課税額) 第3条 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。	「地方税法」 (国民健康保険税) 第703条の4 19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納 税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定 める金額を超えることができない。 「地方税法施行令」 第56条の88の2 2 法第703条の4第19項に規定する政令で 定める金額は、19万円とする。

事項3 介護納付金課税額に係る課税限度額について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例(昭和 42 年条例第 82 号) (現行:抜すい)	関係法令 (抜すい)
諸 間 事 項 1. 課税限度額 【引上げ】		「地方税法」 (国民健康保険税) 第 703 条の 4
		税限度額について、次のとおりとする。 ② 介護納付金課税額に係る課税限度額を17 万円(現行:16万円)に引き上げる。